

学習院大学における研究費等の取扱いに関する基本方針第4条第2項に規定する基本方針について

平成27年4月1日  
最高管理責任者策定

学習院大学（以下「本学」という。）における研究費等（以下「研究費等」という。）の取扱いに関する基本方針第4条第2項に規定する不正防止対策の基本方針については、次のとおりとする。

1. 不正防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。
2. 事務処理手続き及び使用ルールを明確化するとともに、研究費等の運営及び管理に関わる構成員の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
3. 不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、不正の発生防止に努める。
4. 適正な予算執行を行うことができるよう、チェック機能が有効に機能する体制を構築し、研究費等の適正な運営及び管理を行う。
5. 本学における研究費等の不正防止に向けた取り組みについて、方針及び手続き等を情報発信するとともに、学内においても情報共有する。
6. 研究費等の適正な管理のため、本学全体の視点から実効性のあるモニタリング及び監査体制を整備する。